

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例) 平成25年5月分の場合 → 平成30年5月末まで納付可能となります。

▶ この機会にぜひ**後納制度**をご利用ください。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格を得られる可能性**があります。

将来受け取る年金額が増額します。

<1カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安>

$$\frac{779,300 \text{ 円 (平成30年4月時点の満額の年金額)}}{480 \text{ カ月 (40年} \times 12 \text{ カ月)}} \approx \text{年額で } 1,624 \text{ 円 増額}$$

ご利用いただける方

- ① **20歳以上60歳未満の方**で、5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方
- ② **60歳以上65歳未満の方**で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ **65歳以上の方**で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※**60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。**

申し込みから納めていただくまでの手順

1 国民年金後納保険料納付申込書に必要な事項をご記入のうえ、年金事務所へ提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

- 市(区)役所または町村役場、年金事務所では納めることができません。

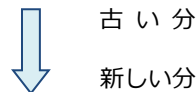
⚠️ 申し込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
- 詳細は下記「平成30年4月から平成30年9月までの後納保険料額と納付期限」をご確認ください。

納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 - ・平成25年度
 - ・平成26年度
 - ・平成27年度



一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

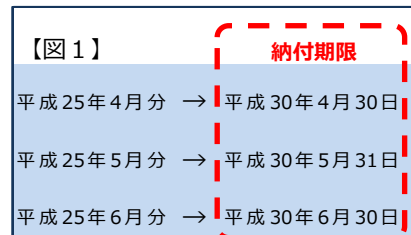
免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除（一部納付済）、納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。
上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

- 申し込み後に、後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査に時間がかかる場合があります。申し込んだ月分から納めることができない場合がありますので、期日に余裕をもって申し込みしてください。

平成30年4月から平成30年9月までの後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成25年度	15,580円	15,040円	540円	【図1を参照ください】
平成26年度	15,590円	15,250円	340円	平成30年9月30日
平成27年度	15,760円	15,590円	170円	平成30年9月30日
平成28年度	16,260円	16,260円	加算なし	平成30年9月30日



※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(① = ② + ③)

※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。

※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、**翌月末日が納付期限**です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促（電話・文書・戸別訪問）を民間事業者に委託しています。

年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、法律改正により25年から10年に短縮されました。この機会に後納制度をぜひご利用ください。

お問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525にお電話ください。
お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

受付時間

月～金曜日 午前8:30～午後7:00 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:00～午後5:00